

平成19年5月25日

投資主各位

東京都港区虎ノ門一丁目25番5号
森トラスト総合リート投資法人
執行役員 村田正樹

第8回投資主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第8回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月13日(水曜日)午後5時45分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、規約第14条において「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成したものとみなします。」と定めております。従いまして、当日ご出席いただけず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成したものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入されますのでご留意願います。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月14日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都品川区北品川四丁目7番36号
御殿山ガーデン ホテルラフォーレ東京
地下1階 宴会場「左近の間」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

決 議 事 項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 規約一部変更の件 議案の要領は、後記「投資主総会参考書類」 (3頁から25頁)に記載のとおりであります。 |
| 第2号議案 | 執行役員1名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠執行役員1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監督役員2名選任の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能です。議決権行使書面並びに代理権（代理人の資格を含みます。）を証明する書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<http://www.mt-reit.jp/>）に掲載いたします。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において本投資法人が資産運用を委託しております森トラスト・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- ①現行規約第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第18条、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条第1項、同条第3項、第29条関係

「会社法」及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行により、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）及び関係諸法令が改正されたこと並びにその他の適用法令の改正に伴い、必要な字句の修正を行うものであります。

- ②現行規約第1条、第2条、第17条、第20条、第28条第4項関係

各条項を規約において通常用いられる用例に従い変更又は内容を明確化し、その他字句の修正を行うものであります。

- ③現行規約第6条、第7条関係

「株券等の保管及び振替に関する法律」が改正されたことに伴い、必要な字句の修正を行うものであります。

- ④変更案第14条関係

投資主総会に出席されない投資主様が電磁的方法により議決権を行使できる場合についての規定を新設するものであります。

- ⑤現行規約第15条関係

投資主総会における権利行使に係る基準日を整理するものであります。

- ⑥現行規約第19条関係

執行役員及び監督役員を増員した場合に備えて、増員として選任された各役員の任期を明記するものであります。

- ⑦現行規約第25条第2項関係

租税特別措置法の規定による特定目的会社優先出資証券の100%取得の特例措置が廃止されたため、本項第3号を削除し、必要な字句の修正を行うものであります。

⑧現行規約第25条第3項関係

東京証券取引所の規則改正に伴い投資法人が保有することのできる運用資産に関する制限が緩和されたため、不動産等への投資に付随して生ずる運用資産への投資を可能とすべく投資対象資産の変更を行うとともに、その他字句の修正及び規定の整備を行うものであります。

⑨現行規約第32条関係

投資信託委託業者に対する資産運用報酬の支払に関して、支払時期に一定の猶予を持たせることを可能とするために変更するとともに、その他字句の修正及び規定の整備を行うものであります。

⑩現行規約第33条、第38条関係

「証券取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴う「投信法」の改正により、今後、短期投資法人債の発行が可能となることが予定されているため、必要な変更を行うとともに、その他定義の明確化を行うものであります。

⑪その他

条文の新設、削除に伴い条数の変更を行うとともに、語句の修正、条文の整備、構成の整理などを行うものであります。

2. 変更の内容

現行規約の一部を下記変更案のとおり改めようとするものであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第1条 (商号) この投資法人の商号は、森トラスト総合リート投資法人と称し、英文でMORI TRUST Sogo Reit,Inc.と表記します。</p> | <p>第1条 (商号) この投資法人の商号は、森トラスト総合リート投資法人と称し、英文でMORI TRUST Sogo Reit,Inc.と表示します。</p> |
| <p>第2条 (目的) この投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下、「投信法」といいます。)並びにその他の関係法令に基づき、資産を主として投信法第2条第1項、並びに、投資信託及び投資法人に関する法律施行令 (平成12年政令第480号、その後の改正を含みます。以下、「投信法施行令」といいます。)第3条第1項に定める特定資産 (以下、「特定資産」といいます。)に対する投資として運用することを目的とします。</p> | <p>第2条 (目的) この投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下、「投信法」といいます。)並びにその他の関係法令に基づき、資産を主として投信法第2条第1項、並びに、投資信託及び投資法人に関する法律施行令 (平成12年政令第480号、その後の改正を含みます。以下、「投信法施行令」といいます。)第3条に定める特定資産 (以下、「特定資産」といいます。)に対する投資として運用することを目的とします。</p> |
| <p>第3条 (本店の所在する場所) (記載省略)</p> | <p>第3条 (本店の所在地) (現行どおり)</p> |
| <p>第4条 (公告の方法) この投資法人の公告は日本経済新聞に掲載します。</p> | <p>第4条 (公告方法) この投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。</p> |
| <p>第5条 (発行する投資口の総口数)</p> <ol style="list-style-type: none"> この投資法人の発行する投資口の総口数は200万口とします。 この投資法人の発行する投資口の発行価額の総額のうち国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は100分の50を超えるものとします。 | <p>第5条 (発行可能投資口総口数等)</p> <ol style="list-style-type: none"> この投資法人の発行可能投資口総口数は、200万口とします。 この投資法人の発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとします。 |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第6条（投資主の請求により投資口の払戻しをしない旨）</p> <p>この投資法人は、投信法第2条第23項に定める投資主（株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号、その後の改正を含みます。）第30条及び第39条の2に規定する投資証券の共有者（以下、「実質投資主」といいます。）を含みます。以下、「投資主」といいます。）からの投資口の払戻しの請求による払戻しは行わないこととします。</p> | <p>第6条（投資主の請求により投資口の払戻しをしない旨）</p> <p>この投資法人は、投信法第2条第23項に定める投資主（株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号、その後の改正を含みます。）第30条及び第39条の2に規定する<u>預託</u>投資証券の共有者（以下、「実質投資主」といいます。）を含みます。以下、「投資主」といいます。）からの投資口の払戻しの請求による払戻しは行わないこととします。</p> |
| <p>第7条（投資口取扱規程）</p> <p>この投資法人の発行する投資証券の種類並びに投資口の名義書換、実質投資主通知の受理その他投資口に関する手続は、役員会の定める投資口取扱規程によるものとします。</p> | <p>第7条（投資口取扱規程）</p> <p>この投資法人の発行する投資証券の種類並びに<u>投資主名簿</u>（<u>実質投資主名簿</u>を含みます。以下同じです。）への記載又は記録、<u>実質投資主</u>の通知の受理その他投資口に関する手続は、役員会の定める投資口取扱規程によるものとします。</p> |
| <p>第8条（<u>投資法人が常時保持する最低限度の純資産額</u>）</p> <p>この投資法人が常時保持する<u>最低限度の純資産額</u>は5000万円とします。</p> | <p>第8条（<u>最低純資産額</u>）</p> <p>この投資法人の<u>最低純資産額</u>は、5000万円とします。</p> |
| <p>第10条（招集の公告、通知）</p> <p>投資主総会を招集するには、<u>投信法第91条第1項に従い会日</u>を公告し、<u>会日から2週間前</u>に各投資主に対して通知<u>します</u>。</p> | <p>第10条（招集の公告、通知）</p> <p>投資主総会を招集するには、<u>投資主総会の日の2月前までに当該日</u>を公告し、<u>当該日の2週間前までに</u>各投資主に対して通知<u>を</u>発<u>します</u>。</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>第12条（決議）</p> <p>1 投資主総会の決議は、法令又はこの規約に別段の定めがある場合のほか、出席した投資主の議決権の過半数をもって<u>決めます。</u></p> <p>2 （記載省略）</p> | <p>第12条（決議）</p> <p>1 投資主総会の決議は、法令又はこの規約に別段の定めがある場合のほか、出席した投資主の議決権の過半数をもって<u>行います。</u></p> <p>2 （現行どおり）</p> |
| <p>第13条（書面による議決権の行使）</p> <p>1 <u>投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができます。</u></p> <p>2 （記載省略）</p> | <p>第13条（書面による議決権の行使）</p> <p>1 <u>書面による議決権の行使は、議決権を行使するための書面（以下、「議決権行使書面」といいます。）に必要な事項を記載し、法令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面をこの投資法人に提出して行います。</u></p> <p>2 （現行どおり）</p> |
| <p>（新設）</p> | <p>第14条（電磁的方法による議決権の行使）</p> <p><u>1 本投資法人は、役員会の決議をもって、投資主総会に出席しない投資主が電磁的方法により議決権を行使することができる旨を定めることができます。</u> <u>電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、この投資法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法によりこの投資法人に提供して行います。</u></p> <p><u>2 電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。</u></p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第14条 (みなし賛成)</p> <p>1 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成したものとみなします。</p> <p>2 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。</p> | <p>第15条 (みなし賛成)</p> <p>1 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。</p> <p>2 前項の規定による定めにに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。</p> |
| <p>第15条 (基準日)</p> <p>1 この投資法人は、投資主総会直前の決算期の最終の投資主名簿（<u>実質投資主名簿を含みます。以下同じです。</u>）に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とします。但し、<u>投資主総会の会日が直前の決算期から3月を超えるときは投信法第91条第1項及びこの規約第10条により投資主総会の招集公告をする日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とします。</u></p> | <p>第16条 (基準日)</p> <p>1 この投資法人は、<u>投資主総会の日が直前の決算期から3月以内のときは、投資主総会直前の決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とします。</u></p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>2 <u>第1項の場合のほか</u>、この投資法人は、必要があるときは、役員会の決議に<u>より</u>、あらかじめ公告して、一定の日における投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録質権者としてすることができるものとします。</p> | <p>2 <u>前項の規定にかかわらず</u>、この投資法人は、必要があるときは、役員会の決議に<u>よって</u>、あらかじめ公告して、一定の日における<u>最終の</u>投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録<u>投資口</u>質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録<u>投資口</u>質権者としてすることができるものとします。</p> |
| <p>第<u>16</u>条（投資主総会議事録） この投資法人の投資主総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録した議事録を作成し、<u>議長並びに出席した執行役員及び監督役員がこれに署名若しくは記名なつ印又は電子署名し、この投資法人の本店に10年間保存するものとします。</u></p> | <p>第<u>17</u>条（投資主総会議事録） この投資法人の投資主総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、当該投資主総会の日から10年間、この投資法人の本店に備え置くものとします。</u></p> |
| <p>第<u>17</u>条（執行役員及び監督役員の員数） この投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（但し、執行役員の数に1を加えた数以上とします。）とします。</p> | <p>第<u>18</u>条（執行役員及び監督役員の員数） この投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は<u>執行役員の員数に1を加えた数以上</u>とします。</p> |
| <p>第<u>18</u>条（執行役員及び監督役員の選任） 執行役員及び監督役員は、投資主総会に<u>おいて</u>選任します。</p> | <p>第<u>19</u>条（執行役員及び監督役員の選任） 執行役員及び監督役員は、投資主総会<u>の決議</u>によって選任します。</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>第19条（執行役員及び監督役員の任期）</p> <p>1 執行役員の任期は、就任後2年とします。但し、任期の満了前に退任した執行役員の補欠として選任された執行役員の任期は、退任した執行役員の任期の満了すべき時までとします。</p> <p>2 監督役員の任期は、就任後4年とします。但し、任期の満了前に退任した監督役員の補欠として選任された監督役員の任期は、退任した監督役員の任期の満了すべき時までとします。</p> | <p>第20条（執行役員及び監督役員の任期）</p> <p>1 執行役員の任期は、就任後2年とします。但し、任期の満了前に退任した執行役員の補欠又は増員として選任された執行役員の任期は、退任した又は在任する執行役員の任期の満了すべき時までとします。</p> <p>2 監督役員の任期は、就任後4年とします。但し、任期の満了前に退任した監督役員の補欠又は増員として選任された監督役員の任期は、退任した又は在任する監督役員の任期の満了すべき時までとします。</p> |
| <p>第20条（役員会の決議）</p> <p>役員会の決議は、法令又はこの規約に別段の定めがある場合のほか、<u>執行役員及び監督役員の過半数</u>が出席し、その過半数をもって決めます。</p> | <p>第21条（役員会の決議）</p> <p>役員会の決議は、法令又はこの規約に別段の定めがある場合のほか、<u>構成員の過半数</u>が出席し、その過半数をもって行います。</p> |
| <p>第21条（役員会の招集及び議長）</p> <p>1 （記載省略）</p> <p>2 役員会招集権を有しない執行役員は、投信法第106条第2項の規定により、監督役員は、投信法第106条第3項の規定により、役員会の招集を請求することができます。</p> <p>3 役員会を招集するには、<u>会日より</u>3日前に各執行役員及び監督役員にその通知を発することとします。但し、緊急の必要がある場合には、執行役員及び監督役員全員の同意を得て、更にこれを短縮又は省略することができます。</p> | <p>第22条（役員会の招集及び議長）</p> <p>1 （現行どおり）</p> <p>2 役員会招集権を有しない執行役員は、投信法第113条第2項の規定により、監督役員は、投信法第113条第3項の規定により、役員会の招集を請求することができます。</p> <p>3 役員会を招集するには、<u>役員会の日の3日前まで</u>に各執行役員及び各監督役員にその通知を発することとします。但し、緊急の必要がある場合には、執行役員及び監督役員全員の同意を得て、更にこれを短縮又は省略することができます。</p> |
| <p>第22条（役員会の運営）</p> <p>（記載省略）</p> | <p>第23条（役員会の運営）</p> <p>（現行どおり）</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>第23条（役員会議事録） 役員会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録した議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員がこれに署名若しくは記名<u>なつ印</u>又は電子署名し、<u>この投資法人の本店に10年間保存するものとします。</u></p> | <p>第24条（役員会議事録） 役員会の議事については、議事の経過の要領及びその結果<u>並びにその他法令に定める事項</u>を記載又は記録した議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員がこれに署名若しくは記名<u>押印</u>又は電子署名し、<u>当該役員会の日から10年間、この投資法人の本店に備え置くものとします。</u></p> |
| <p>第24条（執行役員及び監督役員の報酬の額、又は報酬の支払に関する基準）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 執行役員 （記載省略） 2 監督役員 （記載省略） 3 <u>役員の報酬、賠償責任の制限</u> <p>この投資法人は、投信法第109条第9項の規定により、役員会の決議をもって、同条第1項第4号の行為に関する執行役員又は監督役員の責任を法令の限度において免除することができます。<u>なお、免除は、賠償の責めに任ずべき額から次の各号に掲げる金額を控除した額を限度とします。</u></p> <p>(1) <u>役員会の決議の日の属する営業期間又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行の対価としてこの投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除きます。）の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の4年分に相当する額。</u></p> | <p>第25条（執行役員及び監督役員の報酬の額、又は報酬の支払に関する基準等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 執行役員 （現行どおり） 2 監督役員 （現行どおり） 3 <u>執行役員又は監督役員の賠償責任の制限</u> <p>この投資法人は、投信法第115条の6第7項の規定により、役員会の決議によって、同条第1項の執行役員又は監督役員の責任を法令の限度において免除することができます。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(2) <u>当該執行役員又は監督役員がこの投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に4を乗じた額とのいずれか低い額。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p>第25条（資産運用の対象及び方針） 資産運用の対象及び方針は、次のとおりとします。</p> <p>1 資産運用の基本方針 （記載省略）</p> <p>2 税制上における優遇措置への対応</p> <p>(1) （記載省略）</p> <p>(2) 特定不動産（本号において、この投資法人が取得する特定資産のうち、不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額を特定資産の価額の合計額で除した比率は100分の75以上とします。</p> <p><u>(3) 資産の総額のうち占める租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。）第67条の15第9項に規定する不動産等の価額の割合として財務省令で定める割合を100分の75以上とします。</u></p> | <p>第26条（資産運用の対象及び方針） 資産運用の対象及び方針は、次のとおりとします。</p> <p>1 資産運用の基本方針 （現行どおり）</p> <p>2 税制上における優遇措置への対応</p> <p>(1) （現行どおり）</p> <p>(2) 特定不動産（本号において、この投資法人が取得する特定資産のうち、不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額<u>のこの投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合は100分の75以上とします。</u></p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>3 資産運用の対象となる資産の種類、目的及び範囲</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(a) 不動産等（以下、アないしキの特定資産を併せて「不動産等」といいます。）</p> <p>ア (記載省略)</p> <p>イ (記載省略)</p> <p>ウ (記載省略)</p> <p>エ <u>以下に掲げる資産を信託する信託受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含みますが、証券取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）第2条第1項及び第2項に定める有価証券（以下、「有価証券」といいます。）に該当するものを除きます。）</u></p> <p><u>不動産</u></p> <p><u>土地の賃借権</u></p> <p><u>地上権</u></p> <p>オ (記載省略)</p> <p>カ (記載省略)</p> <p>キ (記載省略)</p> <p>(b) (記載省略)</p> | <p>3 資産運用の対象となる資産の種類、目的及び範囲</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(a) 不動産等（以下、アないしキの特定資産を併せて「不動産等」といいます。）</p> <p>ア (現行どおり)</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ウ (現行どおり)</p> <p>エ <u>不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含みますが、証券取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）第2条第1項及び第2項に定める有価証券（以下、「有価証券」といいます。）に該当するものを除きます。）</u></p> <p>オ (現行どおり)</p> <p>カ (現行どおり)</p> <p>キ (現行どおり)</p> <p>(b) (現行どおり)</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(2) その他の特定資産 この投資法人は、本条第3項(1)に掲げる特定資産の他、以下に掲げる特定資産に投資することがあります。</p> <p>ア (記載省略) イ (記載省略) ウ (記載省略) エ (記載省略) オ (記載省略) カ (記載省略) キ (記載省略) ク <u>金銭債権(投信法施行令第3条第1号、第12号及び第14号に該当するものを除きます。)</u> ケ 上記アないシク又は金銭を信託する信託受益権</p> <p>コ (記載省略) サ (記載省略)</p> | <p>(2) その他の特定資産 この投資法人は、本条第3項(1)に掲げる特定資産の他、以下に掲げる特定資産に投資することがあります。</p> <p>ア (現行どおり) イ (現行どおり) ウ (現行どおり) エ (現行どおり) オ (現行どおり) カ (現行どおり) キ (現行どおり) ク <u>投信法施行令第3条第11号に規定する金銭債権</u> ケ 上記アないシクに掲げる資産又は金銭を信託する信託の受益権<u>(金銭を信託する場合には、上記アないシクに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限りません。)</u> コ (現行どおり) サ (現行どおり)</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>シ 投信法施行令第3条第13号に規定する金融先物取引等（金融先物取引法（昭和63年法律第77号、その後の改正を含みます。）第2条第11項に定める意味によります。）に係る権利</p> <p>ス 投信法施行令第3条第14号に規定する金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引（金融先物取引等を除きます。以下、「金融デリバティブ取引」といいます。）に係る権利</p> <p>セ 株券（実質的に不動産等に投資することを目的とするもの又は不動産等への投資に付随し若しくは関連して取得するものに限ります。）</p> | <p>シ 投信法施行令第3条第13号に規定する金融先物取引（金融先物取引法（昭和63年法律第77号、その後の改正を含みます。）第2条第1項に規定する金融先物取引をいいます。）に係る権利</p> <p>ス 投信法施行令第3条第14号に規定する金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であって、内閣府令で定めるもの（金融先物取引を除きます。以下、「金融デリバティブ取引」といいます。）に係る権利</p> <p>セ 株券（実質的に不動産等に投資することを目的とするもの又は不動産等への投資に付随し若しくは関連して取得するものに限ります。また、当該株券に表示されるべき権利を含みます。）</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(3) 資産運用の対象とする特定資産以外の資産の種類 (新設)</p> <p>ア <u>この投資法人は、実質的に不動産等に投資することを目的とする場合に限り、有限会社法（昭和13年法律第74号、その後の改正を含みます。）に基づく有限会社の出資持分に投資することがあります。</u></p> <p>イ <u>この投資法人が主たる投資対象とする特定資産への投資に付随して、民法第667条に規定される組合の出資持分（不動産、不動産の賃借権及び地上権を出資することにより設立され、その賃貸・運営・管理等を目的としたものに限る。以下、「任意組合出資持分」という。）に投資することがあります。</u></p> | <p>(3) 資産運用の対象とする特定資産以外の資産の種類 <u>この投資法人は、主たる投資対象とする特定資産への投資に付随して、以下に掲げる資産に投資することがあります。但し、この規約第26条に定める資産運用の基本方針のため必要又は有用と認められる場合に投資できるものとし</u> <u>ます。</u></p> <p>(削除)</p> <p>ア 民法第667条に規定される組合の出資持分（不動産、不動産の賃借権又は地上権を出資することにより設立され、その賃貸・運営・管理等を目的としたものに限ります。以下、「任意組合出資持分」といいます。）</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p><u>ウ この投資法人が主たる投資対象とする特定資産への投資に付随して、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標権、その専用使用権若しくは通常使用権並びに温泉法（昭和23年法律第125号）に定める温泉の源泉を利用する権利等及び当該温泉に関する設備等に投資することがあります。但し、第25条に定める資産運用の基本方針のため必要又は有用と認められる場合に投資できるものとします。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4) 有価証券に対する投資</u> <u>この投資法人は、主として有価証券に対する投資として運用することを目的としておりませ</u> <u>ん。</u></p> | <p>(削除)</p> <p><u>イ 商標法（昭和34年法律第127号、その後の改正を含みます。）に基づく商標権、その専用使用権若しくは通常使用権</u></p> <p><u>ウ 温泉法（昭和23年法律第125号、その後の改正を含みます。）に定める温泉の源泉を利用する権利等及び当該温泉に関する設備等</u></p> <p><u>エ 不動産又は不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等への投資に付随して取得するその他の権利等</u></p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>4 投資態度</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) (記載省略)</p> <p>(6) (記載省略)</p> <p>(7) (記載省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>4 投資態度</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p><u>(8) この投資法人は、主として有価証券に対する投資として運用することを目的としていません。</u></p> |
| <p>5 資産運用の対象とする資産の投資制限</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) 金融先物取引等及び金融デリバティブ取引は、この投資法人の資金調達に係る金利変動リスクのヘッジ及び支払金利の軽減を主たる目的とし、投機的取引は行いません。</p> | <p>5 資産運用の対象とする資産の投資制限</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 金融先物取引及び金融デリバティブ取引は、この投資法人の資金調達に係る金利変動リスクのヘッジ及び支払金利の軽減を主たる目的とし、投機的取引は行いません。</p> |
| <p>6 組入資産の賃貸の目的及び範囲 (記載省略)</p> | <p>6 組入資産の賃貸の目的及び範囲 (現行どおり)</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第26条（評価の方法、基準及び基準日） この投資法人の会計処理は、<u>投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則（平成12年総理府令第134号、その後の改正を含みます。以下、「計算書類規則」といいます。）</u>、並びに、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に則り処理します。</p> <p>1 資産の評価方法は、下記のとおり特定資産の種類ごとに定めることとします。</p> <p>(1)（記載省略） (2)（記載省略） (3)（記載省略） (4) 金融先物取引及び金融デリバティブ取引</p> <p>ア（記載省略） イ（記載省略） ウ 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用する。</p> <p>(5)（記載省略）</p> <p>2 資産運用報告書等に記載する目的で、貸借対照表価額と異なる価格を記載する場合には、第1項第1号アの「取得価額から所要の減価償却累計額を控除した価額」を「不動産鑑定士が収益還元法により求めた価額」と読み替えて適用するものとします。</p> | <p>第27条（評価の方法、基準及び基準日） この投資法人の会計処理は、<u>投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。）</u>、並びに、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に則り処理します。</p> <p>1 資産の評価方法は、下記のとおり特定資産の種類ごとに定めることとします。</p> <p>(1)（現行どおり） (2)（現行どおり） (3)（現行どおり） (4) 金融先物取引及び金融デリバティブ取引</p> <p>ア（現行どおり） イ（現行どおり） ウ <u>ア、イにかかわらず</u>一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、<u>ヘッジ会計を適用します。</u></p> <p>(5)（現行どおり）</p> <p>2 資産運用報告等に記載する目的で、貸借対照表価額と異なる価格を記載する場合には、第1項第1号アの「取得価額から所要の減価償却累計額を控除した価額」を「不動産鑑定士が収益還元法により求めた価額」と読み替えて適用するものとします。</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>3 (記載省略)</p> <p>4 (記載省略)</p> <p>5 評価方法を変更した場合、その直後に投資者に交付する資産運用報告書等において、次に掲げる事項を記載するものとします。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) (記載省略)</p> | <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 評価方法を変更した場合、その直後に投資者に交付する資産運用報告等において、次に掲げる事項を記載するものとします。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> |
| <p>第27条 (決算期)</p> <p>(記載省略)</p> | <p>第28条 (決算期)</p> <p>(現行どおり)</p> |
| <p>第28条 (金銭の分配方針)</p> <p>1 利益の分配</p> <p>この投資法人は、原則として、以下の方針に基づき毎決算後に金銭の分配を行うものとします。</p> <p>(1) 投資主には、利益（この投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価差額金の合計額を控除した金額をいい、その金額は日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算されるものとします。以下、同じです。）の額に相当する金額の全部又は一部を金銭により投資主に分配するものとします。</p> | <p>第29条 (金銭の分配方針)</p> <p>1 利益の分配</p> <p>この投資法人は、原則として、以下の方針に基づき毎決算後に金銭の分配を行うものとします。</p> <p>(1) 投資主には、利益（この投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除した金額をいい、その金額は日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算されるものとします。以下、同じです。）の額に相当する金額の全部又は一部を金銭により投資主に分配するものとします。</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(2) 金銭の分配金額については、原則として、租税特別措置法第67条の15第1項に定めるこの投資法人の配当可能所得の金額（以下、「配当可能所得金額」といいます。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとします（但し、利益の金額を上限とします。）。</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>2 利益を超えた金銭の分配 (記載省略)</p> <p>3 <u>分配金の分配方法</u> 分配金は金銭により分配するものとし、決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録質権者を対象に、投資口の所有口数に応じて分配します。</p> <p>4 分配金の時効等 第3項に規定する分配金については、その支払開始の日から満3年間支払の請求がないときは、この投資法人は、その支払の義務を免れるものとします。なお、未払分配金には利息を付さないものとします。</p> | <p>(2) 金銭の分配金額については、原則として、租税特別措置法（<u>昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。</u>）第67条の15第1項に定めるこの投資法人の配当可能所得の金額（以下、「配当可能所得金額」といいます。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとします（但し、利益の金額を上限とします。）。</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>2 利益を超えた金銭の分配 (現行どおり)</p> <p>3 <u>金銭の分配</u> 分配金は金銭により分配するものとし、決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資口の所有口数に応じて支払います。</p> <p>4 分配金の除斥期間等 前項に規定する分配金については、その支払開始の日から満3年間支払の請求がないときは、この投資法人は、その支払の義務を免れるものとします。なお、未払分配金には利息を付さないものとします。</p> |
| <p>第29条 (選任) 会計監査人は、投資主総会において選任します。</p> | <p>第30条 (選任) 会計監査人は、投資主総会の決議によって選任します。</p> |
| <p>第30条 (任期) (記載省略)</p> | <p>第31条 (任期) (現行どおり)</p> |
| <p>第31条 (会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準) (記載省略)</p> | <p>第32条 (会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準) (現行どおり)</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>第32条（資産の運用を行う投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準）</p> <p>この投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者に支払う報酬の額又は資産運用報酬の支払いに関する基準は、以下のとおりとし、この投資法人は、各号に定める報酬を以下に定める手続及び時期に従い、投資信託委託業者に対し支払うものとします。</p> <p>(1) 運用報酬 1 各営業期間につき、当該決算期及び前決算期の期末算定額（不動産等を規約第26条第2項に定める方法で算定した額をいいます。）のそれぞれの総額を平均した金額の0.2%を上限として役員会で決定した料率を乗じた金額に、当該営業期間の月数を12月で除した割合を乗じた金額とします。支払時期については、前期末の期末算定額の総額の0.2%を上限として役員会で決定した料率を乗じた金額の12分の1を、翌月末日までに支払い、当該決算期の決算確定後遅滞なく過不足を精算します。</p> <p>(2) 運用報酬 2 (記載省略)</p> | <p>第33条（資産の運用を行う投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準）</p> <p>この投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者に支払う報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準は、以下のとおりとし、この投資法人は、各号に定める報酬を以下に定める手続及び時期に従い、投資信託委託業者に対し支払うものとします。</p> <p>(1) 運用報酬 1 各営業期間につき、当該決算期及び前決算期の期末算定額（不動産等をこの規約第27条第2項に定める方法で算定した額をいいます。）のそれぞれの総額を平均した金額の0.2%を上限として役員会で決定した料率を乗じた金額に、当該営業期間の月数を12月で除した割合を乗じた金額とします。支払時期については、前期末の期末算定額の総額の0.2%を上限として役員会で決定した料率を乗じた金額の12分の1を、翌月末日までに支払い、当該決算期の決算確定後遅滞なく過不足を精算します。</p> <p>(2) 運用報酬 2 (現行どおり)</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(3) 運用報酬3</p> <p>この投資法人が第25条第3項第1号(a)及び(b)に定める不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の特定資産を取得した場合において、取得資産ごとにその取得価額(但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除きます。)に応じ、原則として以下の料率を乗じた金額の合計額とします。なお、事情に応じて、以下の料率を下回することは妨げないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・150億円以下の部分に対して0.4% ・150億円超300億円以下の部分に対して0.1% ・300億円超の部分に対して0.05% <p>支払時期は、この投資法人が当該資産を取得した日(所有権移転等の権利移転の効果が発生した日)とします。</p> | <p>(3) 運用報酬3</p> <p>この投資法人が<u>この規約第26条</u>第3項第1号(a)及び(b)に定める不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の特定資産を取得した場合において、取得資産ごとにその取得価額(但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除きます。)に応じ、原則として以下の料率を乗じた金額の合計額とします。なお、事情に応じて、以下の料率を下回することは妨げないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・150億円以下の部分に対して0.4% ・150億円超300億円以下の部分に対して0.1% ・300億円超の部分に対して0.05% <p>支払時期は、この投資法人が当該資産を取得した日(所有権移転等の権利移転の効果が発生した日)<u>以降、3月以内</u>とします。</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(4) 運用報酬 4</p> <p>この投資法人が第25条第3項第1号 (a) 及び (b) に定める不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の特定資産を譲渡した場合において、譲渡資産ごとにその譲渡価額（但し、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用は除きます。）に0.05%を乗じて得た金額とします。支払時期は、当該資産を譲渡した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）とします。</p> <p>なお、事情に応じて、この料率を下回することは妨げないものとします。</p> | <p>(4) 運用報酬 4</p> <p>この投資法人が<u>この規約第26条</u>第3項第1号 (a) 及び (b) に定める不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の特定資産を譲渡した場合において、譲渡資産ごとにその譲渡価額（但し、消費税及び地方消費税並びに譲渡に伴う費用は除きます。）に0.05%を乗じて得た金額とします。支払時期は、当該資産を譲渡した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）<u>以降、3月以内</u>とします。</p> <p>なお、事情に応じて、この料率を下回することは妨げないものとします。</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>第33条 (借入金及び投資法人債発行の限度額)</p> <p>1 借入及び投資法人債発行によって調達した資金は、資産の取得、修繕等又は分配金の支払い、若しくは債務の返済(敷金等並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含みます。)、運転資金等の資金の手当てに使用するものとし、借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ1兆円とし、かつその合計額が1兆円を超えないものとします。</p> <p>2 この投資法人の借入金は、適格機関投資家(証券取引法第2条第3項第1号に定める意味によります。)から借り入れるものとします。</p> | <p>第34条 (借入金及び投資法人債発行の限度額)</p> <p>1 借入及び投資法人債(短期投資法人債を含みます。以下、同じです。)発行によって調達した資金は、資産の取得、修繕等又は分配金の支払い、若しくは債務の返済(敷金等並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含みます。)、運転資金等の資金の手当てに使用するものとし、借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ1兆円とし、かつその合計額が1兆円を超えないものとします。</p> <p>2 この投資法人の借入金は、<u>証券取引法第2条第3項第1号に定める適格機関投資家</u>から借り入れるものとします。</p> |
| <p>第34条 (金額の計算方法) (記載省略)</p> | <p>第35条 (金額の計算方法) (現行どおり)</p> |
| <p>第35条 (支払期日の特例) (記載省略)</p> | <p>第36条 (支払期日の特例) (現行どおり)</p> |
| <p>第36条 (日割計算) (記載省略)</p> | <p>第37条 (日割計算) (現行どおり)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>第38条 <u>この規約中、短期投資法人債に係る部分については、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)第5条の施行日から有効となるものとします。</u></p> |

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員（1名）は、平成19年6月30日をもって任期満了となりますので、執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において執行役員の任期は、本投資法人規約の定めにより、就任する平成19年7月1日より2年であります。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成19年4月24日開催の役員会において、監督役員全員の同意をもって提出するものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 主 要 略 歴 |
|----------------------------------|---|
| (ほりのさとし) 堀野郷 (昭和28年10月28日) | 昭和51年4月 日本開発銀行（現日本政策投資銀行）入行 平成9年3月 同行大阪支店次長 平成11年6月 同行都市開発部次長 平成12年6月 同行管理部長 平成13年12月 同行四国支店長 平成15年6月 同行審査部長 平成16年7月 森トラスト株式会社顧問 平成18年5月 森トラスト・アセットマネジメント株式会社顧問 平成18年6月 同社代表取締役社長就任(現職) |

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 上記執行役員候補者は、森トラスト・アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長であり、本投資法人は同社との間で資産運用委託契約及び機関運営に関する一般事務委託契約を締結しています。なお、平成19年4月19日付で、投信法第13条に基づき、金融庁長官に対し兼職の承認を申請しております。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、平成19年4月24日開催の役員会において、監督役員全員の同意をもって提出するものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 主 要 略 歴 | |
|----------------------------------|-------------|---------------------------------------|
| (たなかはじめ) 田中肇 (昭和17年10月21日) | 昭和41年4月 | 第一生命保険相互会社入社 |
| | 昭和57年4月 | 同社不動産部不動産企画課課長 |
| | 平成元年4月 | 第一生命アメリカ社長 |
| | 平成3年4月 | 第一生命保険相互会社国際企画部次長 |
| | 平成6年4月 | 同社国際不動産部長 |
| | 平成12年10月 | 同社企画第一部部长 |
| | 平成15年8月 | 日本総合ファンド株式会社(現森トラスト・アセットマネジメント株式会社)顧問 |
| 平成15年10月 | 同社取締役就任(現職) | |

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 上記補欠執行役員候補者は、森トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役であり、本投資法人は同社との間で資産運用委託契約及び機関運営に関する一般事務委託契約を締結しています。なお、平成19年4月19日付で、投信法第13条に基づき、金融庁長官に対し兼職の承認を申請しております。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員（2名）は、平成19年6月30日をもって任期満了となりますので、監督役員2名の選任をお願いするものであります。本議案において監督役員の任期は、本投資法人規約の定めにより、就任する平成19年7月1日より4年であります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 主 要 略 歴 | |
|-----------|---------------------------------------|--|--|
| 1 | (た なか きよし) 田 中 清 (昭和22年2月6日) | 昭和43年9月 昭和58年4月 昭和60年4月 昭和63年4月 平成2年4月 平成5年4月 平成7年4月 平成8年4月 平成9年3月 平成9年4月 平成11年3月 平成15年8月 | 司法試験合格 大阪地方裁判所判事 大津地方・家庭裁判所彦根支部長判事 大阪法務局訟務部付(副部長・検事) 大阪法務局訟務部長 法務省訟務局総務課長 法務大臣官房参事官(訟務担当) 東京高等裁判所判事 東京高等裁判所判事依頼退官 弁護士登録(東京弁護士会所属) 銀座シティ法律事務所にてパートナーとして勤務 銀座ファースト法律事務所開設 所長(現職) 本投資法人監督役員就任(現職) |
| 2 | (いまお かねひさ) 今 尾 金 久 (昭和27年5月29日) | 昭和51年11月 昭和55年9月 昭和56年1月 昭和58年2月 平成13年6月 平成15年8月 平成16年10月 平成19年1月 | 監査法人中央会計事務所(現みずず監査法人)入所 公認会計士登録 今尾公認会計士事務所開業(現職) 税理士登録 米国公認会計士登録 本投資法人監督役員就任(現職) 東京スピリット投資法人監督役員就任(現職) 税理士法人タックス・アイズ代表社員就任(現職) |

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 監督役員候補者田中清は、銀座ファースト法律事務所の所長であります。
3. 監督役員候補者今尾金久は、今尾公認会計士事務所の所長及び税理士法人タックス・アイズの代表社員であります。

4. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

その他の参考情報

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項に定める「みなし賛成」の規定の適用はありません。

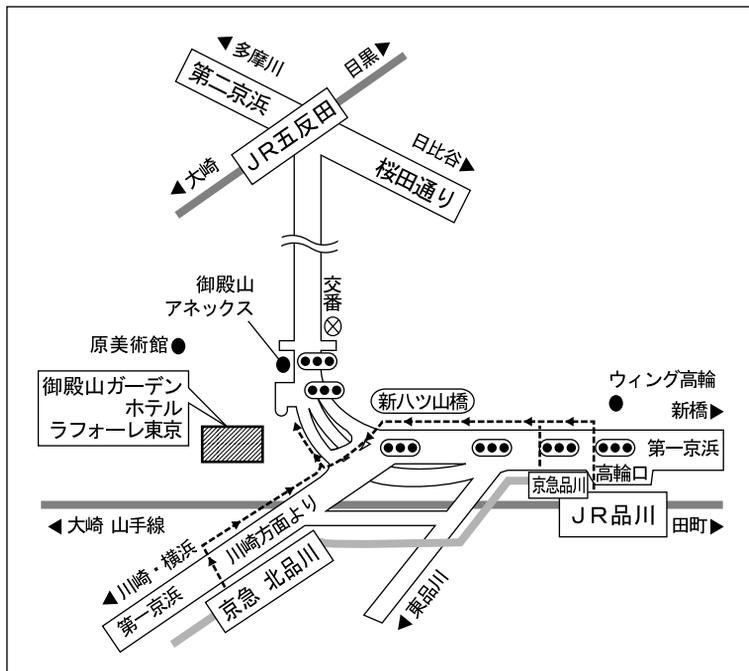
なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案につきましてはいずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

東京都品川区北品川四丁目7番36号

御殿山ガーデン ホテルラフォーレ東京 地下1階 宴会場「左近の間」



交通

《電車》 JR各線 品川駅 高輪口より…徒歩10分

京浜急行 北品川駅より…徒歩3分

《バス》 JR品川駅（高輪口）発 五反田駅行（反96系統）に乗車し
「御殿山」にて下車…徒歩1分

JR五反田駅（東口）発 六本木循環（反96系統）に乗車し
「御殿山」にて下車…徒歩1分

月～金曜日の朝・夕のみは、

JR品川駅（高輪口）発 御殿山ガーデン行がございます。

・お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。